

平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

保・配特

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	株式会社ブレイブ		(フリガナ) あなたの氏名	印
税務署長	給与の支払者の 法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者(個人を除きます)が記載してください。 5 0 1 1 1 0 1 0 6 1 0 2 5			
	給与の支払者の 所在地(住所)	東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急柏木ビル7F		あなたの住所 又は居所	



◆給与所得者の保険料控除申告書◆

保険会社等 の名称	保険等の 種類	保険期間 又は 年金支払 期	保険等の 契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧 の 区分	あなたが本年中に支払った 保険料等の金額(分配を受けた 剩余金等の控除後の金額) (a)	給与の 支払者の 確認印	
				氏名	あなたの 続柄				
一般 の 生 命 保 险 料				新・旧	(a)	円			
				新・旧	(a)	円			
				新・旧	(a)	円			
				新・旧	(a)	円			
(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	A	円	Aの金額を下の計算式I(新保険 料等用)に当てはめて計算した金額	①	(最高40,000円)	円	計(①+②)	③ (最高40,000円)	
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	B	円	Bの金額を下の計算式II(旧保険 料等用)に当てはめて計算した金額	②	(最高50,000円)	円	②と③のいづれ か大きい金額	④ (最高40,000円)	
介護 医療 保 險 料				(a)	円				
				(a)	円				
				(a)	円				
(a)の金額の合計額	C	円	Cの金額を下の計算式I(新保険 料等用)に当てはめて計算した金額	⑤	(最高40,000円)	円			
個人 年 金 保 险 料				支払開始日	新・旧	(a)	円		
				支払開始日	新・旧	(a)	円		
				支払開始日	新・旧	(a)	円		
				(a)のうち新保険料 等の金額の合計額	D	円	Dの金額を下の計算式I(新保険 料等用)に当てはめて計算した金額	⑥	(最高40,000円)
(a)のうち旧保険料 等の金額の合計額	E	円	Eの金額を下の計算式II(旧保険 料等用)に当てはめて計算した金額	⑧	(最高50,000円)	円	⑤と⑥のいづれ か大きい金額	(最高50,000円)	
計算式I(新保険料等用)※				計算式II(旧保険料等用)※				生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円)	
A、C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式			
20,000円以下		A、C又はDの全額		25,000円以下		B又はEの全額			
20,001円から40,000円まで		A、C又はD×1/2+10,000円		25,001円から50,000円まで		B又是E×1/2+12,500円			
40,001円から80,000円まで		A、C又はD×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで		B又是E×1/4+25,000円			
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に50,000円			
地震 保 險 料 控 除	保険会社等 の 名 称	保険等の 種類(目的)	保険 期間	保険等の 契約者の氏名	保険等の対象となつた	地震保険料 又は旧長期 損害保険料 の区分	あなたが本年中に支払った 保険料等のうち、左欄の区分 に係る金額(分配を受けた剩 余金等の控除後の金額) (A)	給与の 支払者の 確認印	
					家屋等に居住又は 家財を利用してい る者等の氏名				あなたの 続柄
(A)のうち地震保険料の金額の合計額	⑨	円	(最高50,000円)	(C)の金額	円	(最高15,000円)	(C)×1/2+5,000円)※	(最高50,000円)	
地震保険料 控除額	(B)の金額 円		+ (C)の金額 10,000円を超える場合は、 (C)×1/2+5,000円)※	円	=	円		円	

* 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

配偶者 特別 控除	あなたの本年中の合計所得金額の見積額		円																																				
	(1,000万円を超える場合は申告できません。)																																						
	(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の明・大 生年月日 昭・平																																					
	あなたと配偶者の住所又は居所が 異なる場合の配偶者の住所又は居所																																						
	非居住者である配偶者	生計を一にする事実																																					
○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません。 あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業 専従者として給与の支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。 また、夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除を受けることはできません。																																							
○ 配偶者の合計所得金額(見積額)を次の表により計算してください。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>収入金額等①</th> <th>必要経費等⑤</th> <th>所得金額(④-⑤)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得①</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>(マイナスの場合は0) 円</td> </tr> <tr> <td>事業所得②</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑所得③</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>配当所得④</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動産所得⑤</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職所得⑥</td> <td></td> <td>(退職所得控除額)</td> <td>((④-⑤)×1/2又は((④-⑤)</td> </tr> <tr> <td>①~⑥以外の所得⑦</td> <td></td> <td></td> <td>(うち特別控除額)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)</td> <td>[A] 円</td> </tr> </tbody> </table>				所得の種類	収入金額等①	必要経費等⑤	所得金額(④-⑤)	給与所得①	円	円	(マイナスの場合は0) 円	事業所得②				雑所得③				配当所得④				不動産所得⑤				退職所得⑥		(退職所得控除額)	((④-⑤)×1/2又は((④-⑤)	①~⑥以外の所得⑦			(うち特別控除額)	配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			[A] 円
所得の種類	収入金額等①	必要経費等⑤	所得金額(④-⑤)																																				
給与所得①	円	円	(マイナスの場合は0) 円																																				
事業所得②																																							
雑所得③																																							
配当所得④																																							
不動産所得⑤																																							
退職所得⑥		(退職所得控除額)	((④-⑤)×1/2又は((④-⑤)																																				
①~⑥以外の所得⑦			(うち特別控除額)																																				
配偶者の合計所得金額(①~⑦の合計額)			[A] 円																																				
○ 配偶者特別控除額の早見表																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>[A]欄の金額</th> <th>控除額[B]</th> <th>[A]欄の金額</th> <th>控除額[B]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円から380,000円まで</td> <td>0円</td> <td>600,000円から649,999円まで</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>380,001円から399,999円まで</td> <td>380,000円</td> <td>650,000円から699,999円まで</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>400,000円から449,999円まで</td> <td>360,000円</td> <td>700,000円から749,999円まで</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>450,000円から499,999円まで</td> <td>310,000円</td> <td>750,000円から759,999円まで</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>500,000円から549,999円まで</td> <td>260,000円</td> <td>760,000円から</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>550,000円から599,999円まで</td> <td>210,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				[A]欄の金額	控除額[B]	[A]欄の金額	控除額[B]	0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円	380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円	400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円	450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から759,999円まで	30,000円	500,000円から549,999円まで	260,000円	760,000円から	0円	550,000円から599,999円まで	210,000円										
[A]欄の金額	控除額[B]	[A]欄の金額	控除額[B]																																				
0円から380,000円まで	0円	600,000円から649,999円まで	160,000円																																				
380,001円から399,999円まで	380,000円	650,000円から699,999円まで	110,000円																																				
400,000円から449,999円まで	360,000円	700,000円から749,999円まで	60,000円																																				
450,000円から499,999円まで	310,000円	750,000円から759,999円まで	30,000円																																				
500,000円から549,999円まで	260,000円	760,000円から	0円																																				
550,000円から599,999円まで	210,000円																																						
配偶者特別控除額 早見表[B]の金額 円																																							
社会 保 険 料 控 除	社会保険 料の種類	保険料支払先 の名称	保険料を負担することになっている人 の氏名	あなたが本年中に支 払った保険料の金額																																			
				円																																			
	合計(控除額)			円																																			
小済 規等 模掛 企業 控除 共除	種類			あなたが本年中に 支払った掛金の金額																																			
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金			円																																			
	個人型又は企業型年金加入者掛金			円																																			
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金			円																																			
合計(控除額)			円																																				

この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。

◆給与所得者の保険料控除申告書◆

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

証明書類・親族関係書類・送金関係書類の添付箇所

保険料控除については、証明書類の交付が遅延したことなどのために添付ができないときは、提出することを条件として控除を受けることがあります。

控除の対象となる保険料の範囲等		添付書類	控除の対象となる保険料の範囲等																
生命保険料	<p>生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、一定の生命保険契約等（年金を給付する定めのあるものを含みます。）、あるいは疾病若しくは身体の傷害により入院して医療費を支払ったことなどに基にして保険金が支払われる一定の保険契約に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金をいいます。</p> <p>なお、控除の対象となる保険料や掛金は、保険契約等の内容や契約締結日などによって次のように区分されますから、生命保険会社等が発行した証明書類などによって、控除の対象となるものかどうかと各保険料の区分を確認し、保険料の区分ごとに所定の欄に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">契約締結日</th> </tr> <tr> <td style="width: 33.33%; text-align: center;">平成23年12月31日以前 (旧保険料等)</td><td style="width: 33.33%; text-align: center;">平成24年1月1日以後 (新保険料等)</td><td style="width: 33.33%; text-align: center;"></td></tr> <tr> <td>一般の生命保険料</td><td>旧生命保険料</td><td>新生命保険料</td></tr> <tr> <td>介護医療保険料</td><td>—</td><td>介護医療保険料</td></tr> <tr> <td>個人年金保険料</td><td>旧個人年金保険料</td><td>新個人年金保険料</td></tr> </table> <p>(注) 1 「一般の生命保険料」と「介護医療保険料」、「個人年金保険料」を区分し、それぞれ表面の計算式に基づき算出した各控除額を合計した金額（最高120,000円）となります。</p> <p>2 「一般的生命保険料」と「個人年金保険料」について、「新・旧の区分」欄の記載に当たっては、新保険料等か旧保険料等かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p> <p>3 「一般的生命保険料」又は「介護医療保険料」の対象となる保険契約等は、その契約等に基づく保険金等の受取人の全てをあなた又はあなたの配偶者その他の親族とするものに限ります。</p> <p>また、「個人年金保険料」の対象となる保険契約等は、その契約に基づく年金の受取人をあなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、そのいずれかとするものに限ります。</p>	契約締結日			平成23年12月31日以前 (旧保険料等)	平成24年1月1日以後 (新保険料等)		一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料	介護医療保険料	—	介護医療保険料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料	<p>生命保険会社等が発行した証明書類</p> <p>なお、一般的生命保険料のうち旧生命保険料にあっては一契約の保険料（分配を受けた剩余金、割戻金を差し引いた残額）が9,000円を超えるものについて、また、旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生命保険料については、この申告書に記載した「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」「保険金等の受取人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又はその代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する必要はありません。</p>	<p>あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金 ② 確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金 ③ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に関する実施する心身障害者扶養共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 <p>(注) 掛けられ差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p>	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類</p> <p>なお、掛け金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p>
契約締結日																			
平成23年12月31日以前 (旧保険料等)	平成24年1月1日以後 (新保険料等)																		
一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料																	
介護医療保険料	—	介護医療保険料																	
個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料																	
地震保険料等	<p>地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、あなた又はあなたと生計を一にする親族の家屋で常時その居住の用に供しているものや、これらの人々の生活に通常必要な家財を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」といいます。）によりこれらの資産について生じた損失の額を補填する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に基づき、あなたが本年中に支払った保険料や掛金のうち地震等損害部分の保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます。）をいいます。</p> <p>また、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（注1）に基づいてあなたが本年中に支払った保険料や掛金（以下「旧長期損害保険料」といいます。）については、地震保険料控除の対象とすることができます。</p> <p>ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除額を計算します。</p> <p>なお、控除対象となる地震保険料の金額又は旧長期損害保険料の金額については、損害保険会社等が発行した証明書類などによって確認してください。</p> <p>(注) 1 平成18年度の税制改正前の所得税法第77条第1項に規定する損害保険契約等のうち、保険期間又は満期期間の満了後に満期返戻金を支払う旨の特約のある契約等でこれらの期間が10年以上のものであり、かつ、平成19年1月1日以後に契約の変更をしていないものに限るものとし、その契約等の保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後であるものを除きます。</p> <p>2 「地震保険料又は旧長期損害保険料の区分」欄の記載に当たっては、地震保険料か旧長期損害保険料かに応じて、いずれか一方を○で囲んでください。</p>	<p>損害保険会社等が発行した証明書類</p> <p>なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。</p> <p>また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の取扱いは、生命保険料と同様です。</p>																	
社会保険料	<p>あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 健康保険、厚生年金保険や船員保険の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。） ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（後期高齢者医療制度の保険料） ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 農業者年金の保険料や雇用保険の労働保険料など <p>(注) 1 給与から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告するまでもなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。</p> <p>2 記載に当たっては、未払のものや1年超前の前納（法令の規定に基づく一定の前納を除きます。）のものを含めていかご確認ください。</p>	<p>左記⑤の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類</p> <p>⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。</p>																	